

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第317号)

平成16年8月17日

横情審答申第317号

平成16年8月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年11月6日道施第320号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「歩道橋橋梁台帳のうち「C - 13付帯」に係る部分 C - 13付帯 = 京塚歩道
橋」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「歩道橋橋梁台帳のうち「C - 13付帯」に係る部分 C - 13付帯 = 京塚歩道橋」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「歩道橋橋梁台帳のうち「C - 13付帯」に係る部分 C - 13付帯 = 京塚歩道橋」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年6月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 歩道橋台帳、橋りょう台帳について

道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項では、『橋』は「道路と一体になってその効用を全うしうる施設」としている。本市においては、橋を『歩道橋』と『橋りょう』の二つに区分し、それぞれ台帳を作成し管理している。

『歩道橋』とは、原則として立体横断施設橋（路線認定された道路を横断する橋）及び歩行者専用道路の橋及び人工地盤の道路・広場をいい、これに係る図書により台帳を作成している。

『橋りょう』とは、原則として路線認定をした道路に架かる車道橋・歩道付車道橋・人道橋（鉄道、河川、道路を跨ぐ橋）など『歩道橋』以外の橋をいい、これに係る図書により台帳を作成している。

なお、京塚歩道橋については、歩行者専用道路の橋であり、歩道橋台帳を作成し、管理している。

(2) 非開示とした理由

通常、立体横断施設橋の場合、階段については、橋と一体的に歩道橋台帳を作成している。これは、一般的な歩道橋は、橋の部分と階段部分が一体として建設されてお

り、不可分の構造物であるためである。これに対し、京塚歩道橋については、堀割形の道路の横断部に橋を設置し、橋と隣接する地盤に階段が設けられている。このため、この階段部分については、地盤に直接設置され、橋とは一体の構造となっていない。

このため、京塚歩道橋に隣接する階段部分については、歩道橋台帳を作成し、又は取得していないため、条例第10条第2項により非開示とした。

なお、請求者には、本件開示請求前に複数回にわたり、歩道橋台帳の閲覧を行っており、その際に説明を行っている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 横浜市は、堀割形道路上の歩道橋で地盤に直接設置された階段（橋と一体の構造でないもの）は歩道橋台帳に記載していないと主張しているが、これら二つの条件を持つ階段であっても台帳は作成されている。港北ニュータウンには、堀割形道路上の歩道橋があり橋とは一体の構造物となっていない階段を持つ歩道橋がいくつかあるが、それらの歩道橋の階段は、歩道橋台帳に記載されている。
- (2) 京塚歩道橋（C-13橋）は、堀割形道路の横断部に橋を設置したものではない。橋の一方は向こう岸より5mほど低いので、橋脚により向こう岸と同じ高さになるように保たれている。京塚歩道橋は、堀割形道路上を横断するものであり階段と橋は、一体の構造ではないものという条件からはずれるので、横浜市の非開示理由は根拠を失うものである。
- (3) 橋梁台帳とは橋という施設を管理するためのものであり、本来構造そのものとは無関係である。建設省も「階段は歩道橋の一部として台帳に載せて管理する」と説明しているとおり、階段を欠いては橋の上に立つことも、橋から降りることもできず、昇降部のない歩道橋は機能しないことから、階段施設もすべて橋の一部として管理されるべき対象である。
- (4) 建設省通達「立体横断施設技術基準及び道路標識設置基準について」は、歩道橋の技術基準を示したものであり、その中で階段部分も歩道橋の一部として扱い、階段部分の幅員、階段の勾配に至るまで基準を示している。
- (5) 横浜市のかなっくウォーク歩道橋の管理引継図書では、歩道橋の位置図及び台帳には階段部分が記載されている。これは、階段が「橋」として引継ぎされたことを示すものである。

- (6) 実施機関は、開示請求をする前に説明したと主張しているが、橋梁課で閲覧していたので施設課からの説明は受けていない。
- (7) 申立人が要求する台帳がないのならば、その際は、不合理な説明は省き、本来あるべきものがないことを正直に認めてほしい、それが真の情報公開である。

5 審査会の判断

(1) 「C - 13 付帯 = 京塚歩道橋」について

京塚歩道橋は、港北ニュータウンにある歩道橋であり、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）が施行した港北ニュータウン土地区画整理事業の中で設置されたものである。宅地造成工事も公団が施行している。

C - 13 とは、公団が宅地造成工事の中で使用していた名称であって、京塚歩道橋（以下「本件歩道橋」という。）のことである。C - 13 付帯とは、本件歩道橋に接続する階段（以下「本件階段」という。）のことである。

土地区画整理事業により整備された本件歩道橋及び本件階段等の公共施設は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 105 条及び第 106 条の規定により、横浜市が公団から管理引継ぎを受け横浜市に帰属している。

(2) 本件申立文書について

申立人は、開示請求書に「歩道橋橋梁台帳のうち「C - 13 付帯」に係わる部分 C - 13 付帯 = 京塚歩道橋」と記載している。当審査会は、申立人が記載している歩道橋橋梁台帳とは歩道橋台帳のことであると判断した。また、C - 13 付帯は、本件歩道橋ではなく本件階段を指すものであることから、本件申立文書は、歩道橋台帳のうち本件階段に係る部分であると判断した。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、一般的な歩道橋は、橋の部分と階段部分が一体として建設され、不可分の構造物であるため一体的に歩道橋台帳を作成しているが、本件歩道橋は、堀割形道路の上部に橋を設置し、階段部分は地盤に直接設置して橋と一体の構造ではないため、本件階段については歩道橋台帳を作成していないと主張している。

そこで、当審査会は、この点について調査を行った。

歩道橋台帳は、歩道橋の管理のために作成されたものであり、歩道橋ごとに名称、位置、竣工時期、側面図、横断図、平面図、設計条件、写真等が記載されている。

本件歩道橋に係る歩道橋台帳を見分したところ、本件歩道橋を平成 7 年に撮影し

た写真には本件階段が写っているが、その他の記載事項には本件階段についての記載は存在せず、橋部分についてのみが記載されていることが確認された。

また、歩道橋台帳については、その調整及び保管を義務づける規定は存在せず、横浜市が歩道橋の管理を目的として自主的に作成しているものであり、何を記載するかは、目的に則して横浜市が判断している。

よって、歩道橋台帳のうち、本件階段に係る部分については作成し又は取得していないとする実施機関の主張は妥当であると認められる。

イ なお、本件階段については、荏田第525号線の路線の一部であり、道路法第28条第1項の規定に基づく道路台帳に記載されていることが確認された。

ウ 申立人は、堀割形道路上の歩道橋であり橋とは一体の構造物となっていない階段を持つ歩道橋であっても、階段部分が歩道橋台帳に記載されていると主張し、二つの歩道橋の歩道橋台帳の一部を資料として提出している。当審査会で見分したところ、申立人が提出した歩道橋台帳に記載されている歩道橋は、荏田南歩道橋及びみずき歩道橋であり、それぞれの歩道橋台帳の平面図には、階段部分の記載が存在することが認められた。そこで、これらの階段部分について調査したところ、これら階段部分についても本件階段と同様に道路の路線認定を受け、道路として管理されていることが確認された。

エ また、申立人は、歩道橋の階段部分が歩道橋台帳に記載されている事例として、かなっくウォークB・C歩道橋（以下「B・C歩道橋」という。）の管理引継関連文書を資料として提出しているため、当審査会で見分したところ、歩道橋全体平面図及びC歩道橋全体一般図（その3）に階段部分が記載されていることが認められた。そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関からB・C歩道橋は、堀割形道路に架かる歩道橋ではなく、階段部分と橋部分は一体の構造であるため、一体的に歩道橋台帳を作成しているとの説明があった。当審査会は、B・C歩道橋は、堀割形の道路上の歩道橋ではなく、階段は、地盤面に直に設置されているものではないことを確認した。

よって、B・C歩道橋の階段部分と本件階段とは同種のものであると考えることは困難である。

オ さらに、申立人は、昇降部分が存在しなければ歩道橋は機能しないため、階段施設は歩道橋台帳に記載すべきであると主張している。

しかし、前述のとおり、歩道橋台帳に記載する項目については、横浜市が自主的

に判断しているため、本件階段を歩道橋台帳に記載していないことについて不適當であるとは言えない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書について条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして、非開示とした決定は、妥當である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-------------------------|
| 平成14年11月6日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成14年11月15日 (第2回第一部会) 平成14年11月22日 (第3回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成14年12月26日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成15年3月13日 (第280回審査会) | ・部会で審議する旨決定 |
| 平成15年8月6日 | ・異議申立人から意見書(追加分)を受理 |
| 平成16年6月18日 (第38回第二部会) | ・審議 |
| 平成16年7月23日 (第40回第二部会) | ・審議 |